

第7章 その他の法令上の制限

問1. 各法令にも基づいて、以下の行為を行う場合に誰の許可・届出が必要か

- ・自然公園法：国立公園の特別地域内の工作物の新築等 ⇒ の許可
- ・文化財保護法：重要文化財・国宝などの現状変更工事 ⇒ の許可
- ・生産緑地法：生産緑地地域内の建築物の新築等 ⇒ の許可
- ・道路法：道路予定地における工作物の新築等 ⇒ の許可
- ・河川法：河川区域内の工作物の新築や土砂の採取 ⇒ の許可
- ・海岸法：港湾区域内の水域または公共空地での土砂の採取 ⇒ の許可
- ・景観法：景観計画区域内での建物の新築など ⇒ への届出

問2. 次の場合は、知事への届出が必要になるケースである。空欄を埋めよ。

- ・土壌汚染対策法：土地の掘削その他の土地の形質を変更するとき (は除く)
- ・都市緑地法 ：緑地保全地域内の建築物等の新築、宅地造成、木竹の伐採をするとき
 (緑地保全地区内でこれらの行為をする場合は、 が必要)
- ・自然公園法 ：国立公園の 地域で工作物の新築等をするとき
 (特別保護地区や特別地域内では、 が必要)

・自然公園法：国立公園の特別地域内の工作物の新築等	⇒ <u>環境大臣</u> の許可
・文化財保護法：重要文化財・国宝などの現状変更工事	⇒ <u>文化庁長官</u> の許可
・生産緑地法：生産緑地地域内の建築物の新築等	⇒ <u>市町村長</u> の許可
・道路法：道路予定地における工作物の新築等	⇒ <u>道路管理者</u> の許可
・河川法：河川区域内の工作物の新築や土砂の採取	⇒ <u>河川管理者</u> の許可
・海岸法：港湾区域内の水域または公共空地での土砂の採取	⇒ <u>港湾管理者</u> の許可
・景観法：景観計画区域内での建物の新築など	⇒ 景観行政団体の長への届出

- ・ 土壌汚染対策法：土地の掘削その他の土地の形質を変更するとき(非常災害の応急措置は除く)
- ・ 都市緑地法：緑地保全地域内の建築物等の新築、宅地造成、木竹の伐採をするとき
(特別緑地保全地区内でこれらの行為をする場合は、知事の許可が必要)
- ・ 自然公園法：国立公園の普通地域で工作物の新築等をするとき
(特別保護地区や特別地域内では、知事の許可が必要)